

重点的な取組、共通的な取組

平成30年度調達改善計画							平成30年度年度末自己評価結果(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
○		一者応札(応募)の改善について	【本省】 国有林野の管理運営について、他の調達分野に比べ、一者応札の割合が高いことから、改善に向けた方策の検討を行う。	これまでの契約実績等を動かし、改善の余地が見込まれるため。	A+	30	一者応札の改善に向けた方策の検討を行う。	平成31年3月まで	A+	30	【本省】 一者応札の改善に向けて、①「物品調達等における電子調達システムの活用」、②「役務調達のうち造林・素材生産事業における技術提案書の提出資料の簡素化」の実施について検討した。	A	-	【本省】 ①物品及び役務調達のうち事務機器リース等における調達については、電子調達システムを活用した電子入札を積極的に取り、多数の応札者の確保を図ることとした。 ②役務調達のうち造林・素材生産事業については、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しているところであるが、技術提案の提出資料を簡素化し、応札者の負担を軽減させることで、応札者の確保を図ることとした。	30年4月～	-	①電子入札の活用については物品調達における電子入札の積極的な実施②造林・素材生産事業については、技術提案の提出資料のうち何を簡素化するかを明確にし、これらの検討事項を令和元年度から具体的に取り組む。
○		随意契約の更なる改善	①オープンカウンター方式の推進 【本省】 オープンカウンター方式により実施している調達案件について、引き続き実施していくとともに、メールマガジン等により登録者へ配信し、速やかな情報提供を行う。 ②少額随意契約の更なる改善 【本省及び地方支分部局等】 会計法上、少額随意契約が可能とされている場合であっても、事務負担、地域性等に配慮しつつ、一般競争等を活用するなど競争参加機会の拡大について積極的に推進する。	競争性や公平性等を向上させる観点から効果的であると認められるため。	A+	28	オープンカウンター方式の実施により、見積合わせで調達する場合には比べ、競争性、公平性等の向上を図る。 また、ホームページ掲載やメールマガジン配信することにより、競争性の向上を図る。	平成31年3月まで	A+	28	【本省】 少額随意契約による調達案件について、オープンカウンター方式により262件を実施し、一部をホームページで公示するとともに調達情報メールマガジンにより配信登録者へ配信した。	A	【本省】 (実施した262件のうち、244件について、複数業者による見積書の提出があり、競争性の向上が図られた。)	【本省】 受注希望者が調達窓口の投函箱に見積書を提出することが可能となったことから、見積合わせにより調達する場合には比べ、公平性及び透明性の向上が図られた。また、ホームページの掲載や調達情報メールマガジンの配信により、速やかに情報提供が行われ、競争性の向上が図られた。	30年4月～	-	引き続き、実施する。
○		随意契約における価格交渉の推進	【本省】 契約の相手方が特定される一部の調達案件を対象に、価格の見積根拠等の精査を通じて価格交渉を試行的に実施する。	価格交渉については、平成28年度から試行的に実施しているが、現在の取組をより一層推進する必要があると認められるため。	A+	28	価格交渉による効果が見込まれる案件については積極的に取り組む。	平成31年3月まで	A+	28	【本省】 契約の相手方が特定される一部の調達案件を対象に1件の価格交渉を行った。	A	【本省】 契約の相手方と作業内容の精査を行った結果、契約金額を約11万円低減できた。	-	30年4月～	-	引き続き、価格交渉が可能な案件については、積極的に取り組む。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【本省及び地方支分部局等】 会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会の審査及び外部委員により構成される入札等監視委員会における審査を行う。 ① 入札・契約手続審査委員会の事前審査において、前回一者応札(応募)であった案件及び入札等において一者応札(応募)になった案件の応札(応募)要件や仕様書等の審査を行う。 ② 入札・契約手続審査委員会の事後審査において、一者応札(応募)になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考にしながら、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札(応募)となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する。 ③ 入札等監視委員会において、一者応札になった案件について優先的に審査を行う。なお、本省においては、過去の1者応札(応募)となった案件についてのフォローアップを試行する。		B	-	一者応札(応募)になった案件を審査又は審議することにより、次回以降の入札において改善できるより取り組む。	平成31年3月まで	B	-	【本省及び地方支分部局等】 ① 会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札(応募)であった案件及び新規案件等の2,495件(物品601件、役務1,377件、委託517件)について改善策の検討、応募要件及び仕様書等の審査を実施した。 ② 一者応札(応募)になった925件(物品156件、役務543件、委託226件)について、参加しなかった業者へのアンケート調査を実施して要因を分析し、入札・契約手続審査委員会において改善策を検討した。 ③ 外部委員により構成される入札等監視委員会において一者応札(応募)となった案件(3,355件)のうち、350件(本省59件、地方291件)を抽出して改善策等を審議した。 このうち、本省において、過去に1者応札となったことで改善策を審議した案件で、今年度に継続案件として調達した1件について、フォローアップとして抽出し審議した。	A	【本省及び地方支分部局等】 ① (前回一者応札(応募)であった案件を審査した689件のうち、136件について複数応札となり、透明性及び公正性等の向上が図られた。) ② 一者応札(応募)になった案件について、入札・契約手続審査委員会において、今回の調達に向けての改善策等についての事後審査を実施し、透明性及び公正性等の向上が図られた。 ③ 一者応札(応募)になった案件について、外部委員により構成される入札等監視委員会において、今回の調達に向けての改善策等についての審議を行った。	30年4月～	-	引き続き、実施する。	
○		地方支分部局等における取組の推進	【地方支分部局等】 オープンカウンター方式について未実施の部局等においては、それぞれ事情が異なることから、メリット・デメリットを考慮しつつ、同方式の活用について検討する。 【地方支分部局等】 公用携帯の電話料金契約について、使用率等を動かし、必要に応じて回線数や料金プランの見直しを行う。		A	29	オープンカウンター方式の実施により、見積合わせで調達する場合には比べ、競争性、公平性等の向上を図る。	平成31年3月まで	A	29	【地方支分部局等】 「少額随意契約による調達案件について、オープンカウンター方式により247件を実施した。」	A	【地方支分部局等】 (実施した247件のうち、189件について、複数業者による見積書の提出があり、競争性の向上が図られた。)	【地方支分部局等】 受注希望者が調達窓口の投函箱に見積書を提出することが可能となったことから、見積合わせにより調達する場合には比べ、公平性及び透明性の向上が図られた。	30年4月～	-	オープンカウンター方式による調達導入の体制が整った地方支分部局等は積極的に活用していく。
○		電力調達、ガス調達の改善	【本省及び地方支分部局等】 電力調達(少額随意契約を除く。)については、平成28年4月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力においても複数業者が供給し得る環境となったことを踏まえ、原則として一般競争により調達する。 また、電力の一括調達について、未実施の官署においては導入に向けての検討を行う。 【本省及び地方支分部局等】 ガス調達(少額随意契約を除く。)については、平成29年4月からのガス小売全面自由化により、小規模庁舎に係るガスにおいても複数業者が供給し得る環境となったことを踏まえ、競争性を高めるための方策に取り組む。		A	28	前年度と比較して競争契約による調達件数の増加を目指す。	平成31年3月まで	A	28	【本省及び地方支分部局等】 新たに20官署において、一般競争入札へ移行して調達した。 そのほか、6官署においては、これまで庁舎単位で調達していたものを複数庁舎でまとめて一括調達した。	A	【本省及び地方支分部局等】 新たに20官署において、一般競争入札による調達を行い、そのうち9官署において、前年度と比較し、約257万円(約▲17.2%)の削減効果があった。 そのほか、6官署うち5官署においては、これまで庁舎単位で調達していたものを複数庁舎でまとめて一括調達を行い、前年度と比較し、約341万円(約▲7.4%)の削減効果があった。	30年4月～	-	未実施の官署においては、次年度の契約に反映できるよう取り組む。	
					A	29	前年度と比較して競争契約による調達件数の増加を目指す。	平成31年3月まで	A	29	【本省及び地方支分部局等】 新たに2官署において、一般競争入札へ移行して調達した。	A	【本省及び地方支分部局等】 新たに2官署において、一般競争入札による調達を行い、前年度と比較し、約235万円(約▲10.2%)の削減効果があった。	-	30年4月～	-	新規参入業者が存在する地域の官署においては、競争契約による調達の実施に向けた方策に取り組む。

その他の取組

平成30年度調達改善計画		平成30年度年度末自己評価結果 (対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
事務用物品等の調達				
・本省において、他省との共同調達を引き続き実施し、調達費用の削減を図る。 ・また、地方機関を含めた本省での一括調達を推進する。	継続	-	-	-
・地方支分部局等において一括調達や他府省庁との共同調達を引き続き実施する。	継続	-	-	-
・国庫債務負担行為による複数年度契約の活用を図る。	継続	-	-	-
・事務用物品等の調達にあたっては、インターネットを利用した価格のチェックを行う。	継続	-	-	-
情報システムに係る調達の見直し				
・CIO補佐官等からの助言・支援を得て、情報システムの調達に係る仕様書等の見直しを図る。	継続	-	-	-
・CIO補佐官等による情報システムの調達事務に必要な見積もり技法を含めた知識等に関する研修を実施する。	継続	-	-	-
上記以外の継続的な取組等				
・入札(公募)情報をホームページに掲載する(仕様書の概要等を含む。) ・本省の入札(公募)情報のホームページにおいて、地方調達機関の入札等の情報が閲覧可能となるよう入札情報の提供を行う。	継続	-	-	-
・公告期間中に、業者が契約の履行に際して参考となる資料(過去の成果物等)を閲覧できるようにする。	継続	-	-	-
・業界紙へ入札情報の掲載(掲載料が無料であるものに限る。)を依頼し、広範囲に情報提供する。	継続	-	-	-
・IC乗車カードの利用促進により、出張の事務処理の効率化を図る。	継続	-	-	-
・水道・電気・ガス料金の支払用クレジットカードやETCカードを有効活用する。	継続	-	-	-
・会計事務手続に必要な知識や能力を身に付けるため、省内の年間研修カリキュラムとして、会計事務に関する研修を実施する。	継続	-	-	-
・会計事務に関する規程等を適切に整備し、職員がいつでも閲覧可能となるよう省内のイントラネットに引き続き掲載し、会計事務手続の共有化を図る。	継続	-	-	-
・随意契約及び一者応札(公募)の改善について、内部監査部局が行う監査事項とする。	継続	-	-	-
・会計に係る内部監査の結果報告書について、省内のイントラネットに掲載し、共有することで会計事務に必要な知識や能力の向上を図る。	継続	-	-	-

※「特に効果があったと判断した取組」欄には、「前回の調達と比べて契約額の大幅な削減が見られた」、「一者応札が改善し複数者応札となった」、「競争性のない随意契約から競争性の高い契約へ移行した」など特に効果があったと判断した取組に「○」を付す。
なお、従来から継続的に取り組んできた内容で、30年度においても引き続き取組を実施しているものについては、「-」としている。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【戸塚輝夫・公認会計士】 意見聴取日【令和元年6月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度農林水産省調達改善計画に掲げられた各種取組が十分かつ適切に講じられているか。</p> <p>○自己評価は適切に行われているか。</p>	<p>○調達改善計画に基づいて実施した各種の取り組みの内容について、その進捗度、さらに取り組みの効果をその目標と比較した結果、各種取り組みは十分かつ適切なものであると思料する。また、これらに対する自己評価は客観的で適切に行われていると判断する。</p>	<p>○計画に掲げられた取組について、年度末の成果を踏まえ、次年度も引き続き適切に取り組んで参ります。</p>

外部有識者の氏名・役職【江坂春彦・弁護士】 意見聴取日【令和元年6月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度農林水産省調達改善計画に掲げられた各種取組が十分かつ適切に講じられているか。</p> <p>○自己評価は適切に行われているか。</p>	<p>○調達改善計画の各種取組は適切に実行されていると判断します。また自己評価も適切に行われていると判断します。</p>	<p>○計画に掲げられた取組について、年度末の成果を踏まえ、次年度も引き続き適切に取り組んで参ります。</p>

外部有識者の氏名・役職【榎田みどり・農業ジャーナリスト】 意見聴取日【令和元年6月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度農林水産省調達改善計画に掲げられた各種取組が十分かつ適切に講じられているか。</p> <p>○自己評価は適切に行われているか。</p>	<p>○努力なさっていると思います。欲をいえば、一者応札案件で各担当部署が行っている事後アンケートについて、電話でのヒアリングも含め情報蓄積をより工夫していただくこと、さらに、入札公告の更なる広報の努力を望みます。現場では「一者応札やむを得ず」の事情が多々あると思います。私も事業内容によっては、一者応札が必ずしも悪いと思いませんが、新規参入の機会が狭まるのも問題です。間口は広く、その上で、事後アンケート結果の分析をより詳細にすべきではないでしょうか。仕方ないものは仕方ないと判断できる情報も大事だと思います。</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、一者応札案件に伴う事後アンケートについては、アンケート等を実施した業者数や入札に参加しなかった原因を要因別に分類して該当業者数を結果集計表に明示するなど、より詳細に分析した情報の蓄積に努めます。</p> <p>また、入札公告における更なる広報の強化については、競争参加資格を取得している業者に対する調達情報メールマガジンの配信や入札(公募)情報をホームページに掲載する等の取り組みにより競争性の向上を図っておりますが、これらの取り組みを引き続き実施するほか、政策情報を配信するメールマガジンなどその他の広報の手法がある場合には、積極的に活用していくよう努めます。</p> <p>引き続き、これらのことに配慮しつつ、年度末の成果を踏まえ、次年度も取り組んで参ります。</p>